

神奈川県国民健康保険団体連合会行動計画

令和 8 年 4 月 1 日制定

男女問わず職員がその個性と能力を十分に発揮し活躍でき、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

2 内 容

【目標 1】 管理職(課長級以上)に占める女性の割合を 20%以上にする。

＜対策＞

過去の業務実績や能力を総合的に勘案し、引き続き男女問わず上位の職に登用する。

【目標 2】 女性の育児休業取得 100%の維持と男性の取得率 70%以上を維持する。

＜対策＞

女性職員の育児休業取得率 100%を維持するとともに男性の取得率 70%以上を維持するため、取得及び復帰しやすい職場環境の整備に引き続き努める。

【目標 3】 全職員の一月当たりの平均残業時間（法定時間外労働及び法定休日労働）を 10 時間以内とする。

＜対策＞

各部署における所定労働時間の現状を把握し問題点を検討のうえ、ノー残業デーを月に 1 回から週 1 回に拡充し、その周知徹底を図り職員の所定外労働を削減する。

【目標 4】 部署や業務内容に偏りのない、年次有給休暇の取得促進を図る。

＜対策＞

フリーバカンス休暇（5 日以上連続で年次有給休暇を取得）及び年次有給休暇の取得を促進するため、部署ごとに年間の取得目標日数（10 日以上）を掲げ、取得拡大に向けた取組の推進を図る。